観光庁 Japan Tourism Agency　経済産業省 Ministry of Economy, Trade and Industry　国税庁　税関 Japan Customs　Japan. Tax-free Shop



2026年11月から

消費税免税制度が リファンド方式に 変わります

大きな改正点は次のとおりです

	これまで	2026年11月～
購入時	免税で購入（or カウンターで返金）	税込で購入（クレジットカード等の返金先情報の登録）
出国時	保安検査後の税関で確認（制限エリア）	保安検査前の税関で確認（一般エリア）※購入日から90日以内
返金	―	税関確認後に返金

改正後の手続の流れ

購入時

改正点 ①税込購入



免税店でパスポート提示等



返金方法の登録

出国時

改正点 ②購入日から90日以内



手荷物の機内預け前に

免税手続用の端末



航空会社カウンターで荷物預け

税関確認



判定

GREEN → OK → 免税手続完了

RED → Check 税関検査 → OK → 免税手続完了 / NG → 返金不可

税関確認後

改正点 ③免税店等から返金



一部の空港※では、免税手続用の端末に代えて Visit Japan Web(VJW) でスムーズに手続を行うことができます。

※成田、羽田、関西、中部、新千歳、福岡、那覇の手続専用無線LANに接続可能なエリア（国際線出発ロビー）内

入国前後にVJWへ登録することで、入国時や免税店での手続もスムーズに行えます。

リファンド方式に関するQ&A

購入時



Q. 免税店で購入できる数量に制限はありますか？

A. 購入する商品は、出国時にその全てを**自らが所持して海外に持ち出すことができる数量に限られます。**
購入した商品は税関で提示できるようにしてください。





Q. リファンド方式ではお菓子や化粧品の特殊梱包が不要と聞きましたが、日本で消費しても良いということでしょうか。

A. 消耗品の特殊包装は廃止されますが、
飲食料品や化粧品等を国内で消費した場合、税関の確認（返金）を受けることはできません。





Q. 日本国籍をもっていますが、2年以上国外に住んでいます。免税手続の際に提示する確認書類に変更はありますか？

A. 日本国外に2年以上継続して住んでいることの確認書類は、現行の書類のほか、**マイナンバーカードでも良い**こととされます。





Q. 返金手続はどのようにしたら良いでしょうか？

A. 消費税分の返金を受けるために必要な対応は免税店で案内されます。購入の際にご確認ください。



出国時



Q. 税関での確認手続はいつ行えばよいですか？

A. 手荷物の機内預け入れ前までに税関での確認手続を完了する必要があるため、**早めに空港（又は海港）に到着し、免税手続用の端末等で手続を行ってください。**

※返金を受けるためには、購入日から90日以内の出国時に税関の確認を受ける必要があります。 ※国内線から国際線に乗り継いで出国する場合、出国空港で手続を行う必要があります。

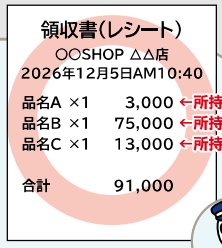




Q. 免税手続をした商品のうち、一部を消費してしまいました。消費していない商品のみ税関確認を受けることができますか？

A. **税関の確認は1回の購入手続（レシート等）単位**で行われます。1回の購入手続（レシート等）単位に含まれる商品のうち、1つでも所持していない場合には、他の商品も含め**すべての商品について**、税関の確認を受けることはできません。









Q. 単価100万円以上の商品を購入しました。税関確認の際に必要な書類はありますか？

A. **税抜単価100万円以上**の商品を購入した場合、税関においてその商品と併せて、**鑑定書や保証書の提示**を求められることがあります。これらを準備しておくとスムーズに税関の確認を受けることができます。







Q. 税関の確認を受けた商品を海外に持ち出さなかった場合、罰則はありますか？

A. 免除された消費税額に相当する**消費税が徴収**され、**罰則の適用対象**となります。



さらに詳しくお知りになりたい方へ

リファンド方式に関する詳細（リーフレットやQ&A）は、観光庁や国税庁WEBサイトをご確認ください。

観光庁消費税免税店WEBサイト

国税庁WEBサイト

観光庁 Japan Tourism Agency　経済産業省 Ministry of Economy, Trade and Industry　国税庁　税関 Japan Customs　Japan. Tax-free Shop